

## 理事候補者選挙規程

### (目的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款施行規則第10条に基づく理事候補者を立候補制による選挙により選任するものとし、選挙の公明と適正を期するため、その方法と必要な手続きについて、次のとおり定める。

### (選挙に関する倫理)

第2条 会員は、選挙に関し直接、間接を問わず自己または他人若しくは協会の名誉及び信用を傷つけるような行為をしてはならない。

### (選挙権、被選挙権)

第3条 理事候補者の選挙（以下「選挙」という）の選挙権者及び被選挙権者は、選挙が行われる年の3月1日現在における正会員の代表者とする。

### (選挙管理委員会の設置)

第4条 会長は理事候補者の選挙を管理するため、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員は、会長が正会員の中から若干名を推薦し、理事会の議決を経て会長が任命委嘱する。

3. 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって構成し、選挙管理委員の互選により委員長1名、副委員長2名以内を置き、選挙に関する必要な事務、その他一切の管理を行う。

### (正副委員長の権限)

第5条 委員長は選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員会を招集しその議長となる。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

### (選挙管理委員会の職務及び権限)

第6条 選挙管理委員会は公明にして適正にその職務を遂行しなければならない。

2. 選挙管理委員会の職務は次のとおりとする。

①選挙人名簿を調製、確定し、正会員へ通知する。

②選挙の告示をし、正会員へ通知する。

③選挙立会人を正会員の中から若干名を委嘱する。

④立候補届の受付をする。

⑤立候補者名簿及び投票用紙を作成し、正会員へ配布する。

⑥開票並びに当選者を決定する。

⑦開票結果を通常総会に報告する。

⑧選挙権、被選挙権その他選挙の執行について疑義が生じたときは、選挙管理委員会がこれを判定する。

⑨選挙管理委員長は、会長に事務遂行状況を報告する。

⑩選挙記録を保存する。

(選挙管理委員の制限)

第7条 選挙管理委員は、理事立候補者となることは出来ない。

2. 選挙管理委員は、選挙の告示後は辞任することは出来ない

(選挙管理委員の任期)

第8条 選挙管理委員の任期は、原則として委嘱された日より総会の1ヶ月後までとする。

(選挙人名簿)

第9条 選挙に使用する選挙人名簿は、理事候補者選挙が行われる年の3月1日現在の会員名簿を基本とし、選挙管理委員会が作成する。

(名簿の縦覧)

第10条 選挙管理委員長は選挙人名簿が確定した日から投票日まで、その名簿を正会員の縦覧に供する。

2. 選挙人名簿に記載されていない者は、前項の期間中選挙管理委員長に申し出て選挙人名簿に補正登録を求めることができる。

(立候補者)

第11条 立候補者は正会員で自ら立候補する者とする。

2. 立候補者の資格審査は選挙管理委員会が行う。

(立候補の届出)

第12条 選挙に立候補する者は、選挙管理委員会の定める期限まで届け出るものとする。

2. 立候補の受付は、受付期間中の郵送とする。

3. 届出の様式は、選挙管理委員会において別に定める。

(立候補の辞退)

第13条 立候補者は、立候補の届出期間内に限り、立候補者本人が選挙管理委員会に辞退届けを提出し、辞退することが出来る。

(告 示)

第14条 選挙管理委員会は次の事項を告示するものとする。

①選挙の種別、定員数及び投票日、投票方法、投票場所等。

②立候補者届の受付及び締切りの期限等。

③確定立候補者の商号、氏名及び免許番号。

④その他選挙に必要な事項

2. 告示の期間、方法等については、選挙管理委員会において定める。

(広 報)

第15条 前条の告示、その他選挙に関する広報は選挙管理委員会が行う。

(立候補者名簿の作成と配付)

第 16 条 選挙管理委員会は選挙にあたり、立候補者名簿を作成し正会員に配布する。

2. 前項の名簿には、立候補者の商号、氏名、免許番号を記載する。
3. 立候補者名簿の氏名記載順序は、選挙管理委員会が定める。

(選挙立会人)

第 17 条 選挙管理委員会は、正会員の中から選挙立会い人として、若干名を委嘱しなければならない。

2. 選挙立会人は、開票に立会う。

(選挙の事務処理)

第 18 条 選挙管理委員会は、選挙に関する事務の一部を事務局に処理させることが出来る。

(投票用紙)

第 19 条 選挙管理委員会は、立候補者の氏名を記載した投票用紙を作成し、正会員に交付する。

(投票の方法)

第 20 条 投票は次の方法によって行う。

- ①投票用紙に記載された立候補者の氏名の内、選挙しようとする者の所定欄に○印を記載する。
  - ②前号の○印の数は、理事候補者の定数を超えてはならない。
2. 以上のほかは、選挙管理委員会の定める方法により行う。

(投票の省略)

第 21 条 立候補者の数が理事候補者の定数を超えないときは、投票を行わず、当該立候補者をもって当選者とする。

(投票の効力)

第 22 条 投票の効力は、選挙管理委員会が定める。その決定に当たっては、第 20 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した正会員の意思が明らかであれば、その投票は有効とする。

(無効投票)

第 23 条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- ①選挙管理委員会が定めた正規の投票用紙を用いないもの。
- ②第 20 条 1 項 1 号の規定に違反したもの。
- ③第 20 条 1 項 2 号の○印の数が、理事候補者の定数を超えているもの。
- ④選挙管理委員会が無効と判定したもの。

(当選者の決定)

第 24 条 開票は、得票数の多い者からその定数に満つるまでの者を当選者と決定する。

2. 得票数が同一であるため、当選者が決定できない場合は、選挙管理委員会が定める抽選方法によりその順位を決定する。
3. 開票について疑義が生じたときは、選挙管理委員会が判断し決定する。
4. 当選者が正当な事由により辞退したときは、繰り上げ当選とする。

(選挙終了後の処理)

第 25 条 選挙管理委員長は当選者及び次順位者の順位を決定し、その結果を会長に報告するとともに、全会員に通知する。

2. 会長は総会において選挙管理委員長に選挙経過及び結果を報告させるものとし、議長はこれを会議に諮り、当選者は総会の承認を持って理事に選任される。
3. 選挙管理委員会は選挙に関する経過及び結果を記載した報告書（選挙記録報告書）を作成し、選挙管理委員長及び立会人が署名捺印しなければならない。
4. 選挙管理報告書は選挙に関する書類と共に、総会議事録の付属として保存しなければならない。

(異議申立)

第 26 条 選挙において効力およびその他に関する疑義または不服がある者は、開票結果の通知後 7 日以内に選挙管理委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2. 選挙管理委員会は、疑義の申し立てがあったときは、その事実を調査して協議する。

(規則の変更)

第 27 条 この規程の変更は理事会の議決を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 理事候補者立候補届

公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会  
選挙管理委員長 様

この度、私は理事候補者に立候補いたします。

平成 年 月 日

## 立候補者

所属地区協議会	地区協議会		
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 代表者氏名	代表者 個人の 実印	性別	男・女
生 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日 ( 才 )		
主 たる 事務所所在地	〒 ー		
立 候 補 者 免 許 番 号 等	免 許 番 号	秋田県知事・大臣 ( ) 第 号	
	開業年月日	年 月 日	

※代表者氏名欄への捺印は、代表者個人の実印にてお願いいたします（印鑑登録証明書の添付は不要です）。